

物品売買契約書

有田市(以下「発注者」という。)は、物品の購入について _____ (以下「受注者」という。)と次のとおり契約する。

記

(契約の要項)

第1条 発注者は、受注者から次に掲げるところにより、物品を買い入れるものとする。

- (1) 物品名 有田市図書館情報システム
- (2) 規格 別紙仕様書のとおり
- (3) 数量 一式
- (4) 金額 _____円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 _____円
- (5) 納入期限
- (6) 納入場所

(契約保証金)

第2条 契約保証金は、これを免除とする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

(費用の負担)

第4条 物品納入に至るまでに必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

(納入期限の延長)

第5条 受注者は、天災地変その他受注者の責めに帰することができない理由により、納入期限までに物品を納入することができないときは、発注者に対し納入期限の延長を求めることができる。

2 発注者が前項の理由が相当と認めた場合は、発注者は、新たに納入期限を定め、発注者と受注者の間で変更契約を締結するものとする。

(検査)

第6条 発注者は、物品の納入を受けたときは、速やかに受注者の立会のもとに検査を行うものとする。

第7条 前条に規定する検査の結果不合格(不適合)となった物品については、受注者は物品の納入期限又は発注者の指定する期限までにこれを取り替え、更に同条の規定による検査を受けるものとする。

(引渡し)

第8条 物品の引渡しは、発注者が第6条の検査の結果、合格(適合)であると認定したときに完了するものとする。

2 前項の物品引渡し前に生じた物品の亡失及び毀損等による損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、それが発注者の重大な過失によるときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(売買代金の支払い)

第10条 受注者は、物品の引渡しを完了したときは、発注者に対し売買代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に代金を受注者に支払うものとする。

(違約金)

第11条 発注者は、受注者が納入期限までに物品を納入しなかった場合は、遅延日数1日につき売買代金の壱千分の壱に相当する金額を違約金として受注者に請求することができる。

(暴力団排除対策)

第12条 受注者がこの契約に定められた事項を履行するに際し、有田市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱（平成22年有田市訓令第47号。以下「暴力団排除要綱」という。）に規定する暴力団等から不当要求又は妨害を受けた場合、受注者は、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

2 受注者は、前項の規定により警察へ通報を行った時は、速やかに発注者に報告すること。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由がなくて納入期限までに物品を納入しないとき。

(2) 受注者の責めに帰する事由により納入期限までに物品を納入することができない

と認められるとき。

- (3) 発注者の検査又は監督に際し、その指示に従わないとき。
- (4) 契約の履行に関して不正の行為があると認められるとき。
- (5) 受注者の責めに帰する事由により契約を履行することが不可能又は困難となったため、発注者に対し契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者が暴力団排除要綱別表第2左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると発注者が認めたとき。
- (7) その他契約条項に違反したとき。

2 発注者が前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたとしても、受注者は、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

(受注者の解除権)

第14条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その契約によって契約の履行が不可能になったときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(補則)

第15条 この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して、その都度これを定めるものとする。

この契約締結の証としてこの証書2通を作成し、発注者と受注者がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

「発注者」有田市箕島50番地

有田市長 望月良男

「受注者」